

飯塚小型自動車競走場財産管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年5月20日

飯塚市長 武井政一

飯塚市規則第28号

飯塚小型自動車競走場財産管理規則の一部を改正する規則

飯塚小型自動車競走場財産管理規則(平成18年飯塚市規則第185号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(財産の種類)</p> <p>第2条 競走場の財産の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(財産の貸付け)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第4号<u>及び第5号</u>に掲げる財産の貸付けについては、市長の行う選考に合格し、情報宣伝活動を業とするに相当と認められたものに貸し付けるものとする。</p> <p>4 <u>前条第6号から第8号</u>までに掲げる財産(以下「駐車場等」という。)の貸付けについては、小型自動車競走の開催及び競技に支障のない範</p>	<p>(財産の種類)</p> <p>第2条 競走場の財産の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 予想紙販売所</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9) 観覧席</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(財産の貸付け)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第4号<u>から第6号</u>までに掲げる財産の貸付けについては、市長の行う選考に合格し、情報宣伝活動を業とするに相当と認められたものに貸し付けるものとする。</p> <p>4 <u>前条第7号から第10号</u>までに掲げる財産(以下「駐車場等」という。)の貸付けについては、小型自動車競走の開催及び競技に支障のない範</p>

囲で貸し付けるものとする。

(賃貸借期間)

第5条 賃貸借期間は、競走会事務所等及び売店等(第2条第3号から第5号までに掲げる財産をいう。以下同じ。)については1年間、駐車場等については広告のために貸し付ける場合を除き1日単位とする。

(賃貸料)

第6条 財産の賃貸料(以下「賃貸料」という。)は、次に定めるとおりとする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、次の各号に定める額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を賃貸料とし、その金額に円未満の端数が生じたときはその金額を切り捨てるものとする(以下この条及び次条において同じ。)

(1) (略)

(2) 賃貸料のうち売店等については、別表第2に定める額とし、1月分ごとを納入するものとする。ただし、賃貸料を月額で定めているものについて、賃貸借契約の始期又は終期が月中途である場合は、当該月は日割りした金額とし、その金額に円未満の端数が生じたときはその金額を切り捨てるものとする。

(3)・(4) (略)

(賃貸料の返還)

囲で貸し付けるものとする。

(賃貸借期間)

第5条 賃貸借期間は、競走会事務所等及び売店等(第2条第3号から第6号までに掲げる財産をいう。以下同じ。)については1年間、駐車場等については広告のために貸し付ける場合を除き1日単位とする。

(賃貸料)

第6条 財産の賃貸料(以下「賃貸料」という。)は、次に定めるとおりとする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、次の各号に定める額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を賃貸料とし、その金額に円未満の端数が生じたときはその金額を切り捨てるものとする(以下この条及び次条において同じ。)

(1) (略)

(2) 賃貸料のうち売店等については、別表第2に定める額とし、1月分ごとを納入するものとする。

(3)・(4) (略)

(賃貸料の返還)

第9条 (略)

2 第6条第2号に定める賃貸料の内、開催日1日を単位とした賃貸料を定めているものについては、天災地変その他やむを得ない事情により小型自動車競走を中止した場合は、中止した当該日の賃貸料を次に定める基準により返還することができる。この場合において、借受人は、60日以内に請求しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(販売価格の統制)

第11条 第2条第3号及び第4号に規定するもので販売する商品の価格は、一般市価を基準として市長が認めた額とし、これを超えて販売してはならない。

2 (略)

別表第2(第6条関係)

種目	摘要	単位	賃貸料
サテライトシアター食堂	1棟	1月	60,000円
中央投票所売店	1区画	1月	15,000円
ロイヤルスタンド3階売店	1区画	1月	5,000円
サテライトシアター売店	1区画	1月	6,000円
ロイヤルスタンド前場内広場売店	1区画	1月	6,000円

第9条 (略)

2 第6条第2号に定める賃貸料は、天災地変その他やむを得ない事情により小型自動車競走を中止した場合は、中止した当該日の賃貸料を次に定める基準により返還することができる。この場合において、借受人は、60日以内に請求しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(販売価格の統制)

第11条 第2条第3号から第5号までに規定するもので販売する商品の価格は、一般市価を基準として市長が認めた額とし、これを超えて販売してはならない。

2 (略)

別表第2(第6条関係)

種目	摘要	単位	賃貸料
食堂1号	1棟	開催日1日につき	26,000円
食堂2号	1棟	開催日1日につき	20,000円
食堂3号	1棟	開催日1日につき	27,600円
売店1号	1区画	開催日1日につき	3,500円
売店2号	1区画	開催日1日につき	1,250円

予想台	1台	開催日1日につき	100円
予想業者事務所	1区画	開催日1日につき	1,650円

別表第4(第6条関係)

場所	摘要	単位	賃貸料
メインスタンド前場内広場	1区画	1日につき	15,500円
(略)	(略)	(略)	(略)

売店3号	1区画	開催日1日につき	1,500円
予想台	1台	開催日1日につき	100円
予想紙販売所	1区画	開催日1日につき	200円
予想業者事務所	1区画	開催日1日につき	1,650円

別表第4(第6条関係)

場所	摘要	単位	賃貸料
正門前テント下場内広場	1区画	1日につき	15,500円
第4発売所前テント下場内広場	1区画	1日につき	7,800円
第1特別観覧席	1区画	1日につき	14,000円
第2特別観覧席	1区画	1日につき	13,000円
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。